

平成30年度熊本県獣医師インターンシップ募集要項

1 目的

インターンシップをとおして、獣医学部（科）学生が本県の家畜衛生行政等への理解を深めるとともに、将来の進路選択について検討する機会を設け、本県の獣医師職員確保に資することを目的として実施します。

2 対象者

インターンシップは、1の目的に合致し、学生又は学生が所属する大学から要請があり、次の条件を満たす学生を対象者とします。

- (1) 熊本県職員（獣医師）採用試験を受験し、合格した者又は獣医系大学の教育課程1～5学年にあって担当教授等に推薦された者
- (2) 家畜衛生行政等に興味がある者又は熊本県へ就職を志望する者
- (3) 服務規律等を遵守することが確実であると判断される者

※ 平成30年度本県職員（獣医師）採用試験を受験する者は、事前に申し込み可能です。ただし、合格が決定した時点で選考の対象とします。

3 実施期間

以下の4期（各人1期5日間）で受け入れを行います。

- (1) 平成30年8月6日（月）から平成30年8月10日（金）
- (2) 平成30年8月20日（月）から平成30年8月24日（金）
- (3) 平成30年9月3日（月）から平成30年9月7日（金）
- (4) 平成30年9月10日（月）から平成30年9月14日（金）

※ 業務の都合上、希望時期に実施できず日程を調整する場合があります。

4 受入人数 6名程度

5 主たる研修実施機関

機関名：熊本県中央家畜保健衛生所

所在地：熊本市南区城南町沈目1666番1号

6 研修内容

- (1) 家畜保健衛生所の業務について
- (2) 畜産農家に対する衛生防疫指導業務（現場実習）について
- (3) 室内検査（細菌、ウイルス、生化学、病理学、BSE検査等）について
- (4) 畜産課及び畜産研究所等の業務について
- (5) その他

※ 内容については、業務の都合により変更する場合があります。

7 研修に要する経費

インターンシップ研修に係る交通費及び宿泊費（室料のみ）は、本県が県の旅費規程

に基づいて支払います。食費等の経費については、研修生が負担してください。

8 研修中の事故等

- (1) 研修生は、研修中の不慮の事故に備え、自己の責任により研修期間中の傷害保険等に参加してください。
- (2) 研修中の事故防止について、県において十分注意を払いますが、万一事故が発生した場合は、研修生が加入した傷害保険等で対応していただき、県は責任を負わないものとしします。

9 研修の受講手続

- (1) 研修の受講を希望する学生は、次の書類を熊本県農林水産部生産経営局畜産課に提出してください。
 - ア 熊本県獣医師インターンシップ申込書（様式1）
 - イ 熊本県獣医師インターンシップを希望する理由書（様式2）
 - ウ 誓約書（様式3）（様式は、熊本県農林水産部生産経営局畜産課HPからもダウンロードできます。）
- (2) 申込書等の提出期限
平成30年5月7日（月）から平成30年6月15日（金）まで
- (3) 受講願書の送付先
熊本県農林水産部生産経営局畜産課 衛生防疫班
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18-1
- (4) インターンシップの受講者は、畜産課で書類選考のうえ決定し、平成30年7月13日（金）までに大学及び本人に連絡します。

10 注意事項

- (1) 研修生は、研修期間中、県の服務規律に従うとともに、研修実施機関の指導、監督等に従ってください。
- (2) 研修生は、研修期間中に知ることができた秘密を漏らしてはいけません。これは、研修終了後も同様です。
- (3) 白衣、長靴等は研修実施機関で準備しますので持参する必要はありません。
- (4) 研修生は、研修の成果を取りまとめ、「熊本県獣医師インターンシップ報告書」（様式6）をインターンシップ終了後、速やかに研修実施機関を経由して畜産課に提出してください。
- (5) 防疫上の観点から、少なくとも研修開始日前1週間は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生地域への旅行等を行なわないよう御注意願います。
※ 家畜伝染病の発生等により、研修を実施できなくなる場合がありますので、予め御了承ください。

11 問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局畜産課（担当：衛生防疫班 濱田公男）
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18-1
電話096-333-2402 Fax 096-381-7611
メールアドレス : hamada-k-dh@pref.kumamoto.lg.jp